全国勤労者スキー協議会スノーボード指導員規程

第１章　総　　則

第１条（目的）

全国勤労者スキー協議会（以下本会という）は、安全で楽しいスノーボードの普及と技術の向上をめざし、スノーボード指導員に関する事項について、この規程を定める。

第２条（スノーボード指導員の任務）

指導員は、民主的スノーボード運動のリーダーとしての自覚と誇りをもって、運動の一層の発展のために献身的に努力すると共に、スノーボードの技術と系統性を深く学び、多くのスノーボード愛好者を広めるため、主に次の活動を行う。

1. 本会［都道府県スキー協議会（以下地方スキー協という）、クラブを含む］の主催または共催する行事に、スノーボード技術の指導または講師として参加する。
2. 本会が、他の団体等から指導員の派遣を依頼された場合、本会（以下地方スキー協を含む）の求めに応じて、その行事に参加する。
3. 広く内外のスノーボード技術、スノーボード理論を学び、自己の技術向上に努めるとともに、本会の定めるスノーボード教程を研究し、指導能力の向上に努力する。
4. 本会の目的と活動を実行するための企画・運営などに参画し、組織のリーダーとなるように努める。

第３条（資格の付与）

1. スノーボード指導員の資格は、本規程による検定会で合格した者に与えられる。
2. 移行処置

   他団体の有資格者の移行を認め指導員とする。但し、指導員養成座学を受講し認定登録料を納付しなければならない。

第４条（認定登録）

１．スノーボード指導員として認定され所定の認定登録料を納入した者は、本会に登録される。

２．認定登録料は５,０００円とする。（ネームプレート代を含む）

第５条（指導員の義務）

１．スノーボード指導員は、２年に１回、本会の主催するスノーボード研修会（以下研修会という）を受講しなければならない。

２．スノーボード指導員は公認資格証を携帯し、スポーツリーダーとして自覚と良識をもって行動する。

３．スノーボード指導員は、住所・氏名を変更した場合、遅滞なく地方スキー協を通じて本会に届け出なければならない。

第６条（年次登録の義務）

１．スノーボード指導員は、毎年その資格を更新するため登録しなければならない。停止期間中であっても登録は行う。

２．登録時期は、毎年６月１日から９月３０日までとし、所定の様式により、地方スキー協を経由して本会に登録する。

第７条（資格の停止、休止、喪失、返上）

１．スノーボード指導員は、本人が申し出た時、その資格を休止又は返上することができる。

２．スノーボード指導員は、次の場合常任理事会の議を経て、その資格を停止、又は喪失されるものとする。

（１）年次登録の義務に違反したとき。

（２）研修会の受講義務に違反したとき。

（３）所属するスキー協から不適格の申し出があったとき。

（４）その他、本会が特に不適格であると認めたとき。

第２章　スノーボード指導員養成・研修

第８条（主催）

本会の規約の定めにより、スノーボード指導員養成会（以下養成という）を開催する。

第９条（委嘱・講師）

１．養成を開催するときは、事前に所定の「養成開催計画書」を本会理事長に提出し、委嘱を受けなければならない。

２．養成の講師は、理事長が委嘱する。

第１０条（会期・科目）

１．事前発表　　日程、会場等については１０月に発表する。

２．養成の会期は、理論・実技で２日とし、課目は次のものとする。

種　類	課　　目	時　間
理　論	①　スキー協の活動	2
	②　組織運営と指導員の役割	1
	③　スノーボード事故の予防と対応	1
	計	4
実　技	①　スノーボード技術と指導法（理論）	2
	②　スノーボード教程技術	4
	③　スノーボード指導法実技	2
	計	8
	合　　計	１２

３．テキストは本会が指定、もしくは承認したものを使用する。

第１１条（受講資格）

養成の受講資格は次のとおりとする。

１．本会の会員であること。

２．受講日現在満１８歳以上であること。

第１２条（受講の手続き）

１．養成の受講手続きは、スノーボード指導員養成開催要項に基づき、所定の受講申込書を、養成開催責任者に提出する。

２．養成講習会料金（１０，０００円）を納入する。宿泊費、リフト代は別途とする。

＜検定会＞

第１３条（検定科目）

スノーボード指導員の検定基準は次のとおりとする。

１．理論

①　スキー協の活動
スキー協の方針の理解と実践。

②　スノーボードの技術と指導法
本会の定めるスノーボード教程（以下教程という）に基づく指導法全般にわたる理解。

③　組織運営と指導員の役割
組織運営のあり方と組織者としての指導員の役割。

④　スノーボード事故の予防と対応
スノーボード事故の予防策と救急法についての一定の知識。

２．実技

(1) スノーボード教程技術
別途定める検定細則による。

(2) スノーボード指導法実技

別途定める検定細則による。

第１４条（検定方法）

主任検定員１名、検定員２名の計３名が検定に当たる。検定の方法は、レポートもしくはペーパーテスト、及び実技テスト等により判定を行うものとし、別途定める細則による。

第１５条（受検の手続き）

１．検定会の手続きは、スノーボード指導員検定会開催要項に基づき、所定の受講申込書を、所属都道府県スキー協を通じ開催責任者に提出する。

２．検定会料金（１０，０００円）を納入する。

第１６条（委嘱認定）

本会が特に認めた者については、前条までの規程にかかわらず、スノーボード指導員として委嘱認定することができる。但し、前１１条を満たし、１０条の理論・技術講習を受講するものとする。

＜研修会＞

第１７条（会期・課目）

指導員研修会については＜養成＞（第１０～１２条）を準用する。

この場合「養成」を「研修」と読み替える。

第１８条（講師）

研修会の講師は本会が委嘱する。

第３章　検定員

＜検定員検定＞

第１９条　検定員検定規程

１．実施

検定員検定は本会が主催し、主管はスノーボード部とする。

２．検定種目

模擬検定と講習とする。

３．検定員の種類

主任検定員と検定員とする

４．会期

主任検定員検定２日間とする。

検定員検定１日とする。

５．受験資格

（1）本会のスノーボード指導員であること

（2）主任検定受験者は都道府県のボード部、部長より推薦され、検定員資格取得後３回以上の技能テスト検定を行った者

（3）検定員受験者は指導員有資格者で都道府県のボード部、部長より推薦された者

６．検定内容

主任検定員、検定員の資格は講習と模擬検定（採点誤差±２点以内）を行い、合格者を認定する。

７．検定料金

５，０００円

８．認定料金

３，０００円

第２０条　検定員規程

１．任務

検定会の運営と厳選かつ公平な判断を保つ。

２．義務

３年に１回以上の検定員研修会に参加しなければならない。　研修会費は１，０００円とする。

３．有効期限

検定員認定年度から３年とする。

４．資格範囲

主任検定員

指導員検定、技能テスト検定、技術選のジャッジ

検定員

技能テスト検定

５．移行

他団体の有資格者の移行を認め検定員とする。但し理論講習を受け、認定料を納付する。

６．停止、休止、喪失、返上

１．検定員は、本人が申し出た時、その資格を休止又は返上することができる。

２．検定員は、次の場合常任理事会の議を経て、その資格を停止、又は喪失されるものとする。

（１）年次登録の義務に違反したとき。

（２）研修会の受講義務に違反したとき。

（３）所属するスキー協から不適格の申し出があったとき。

（４）その他、本会が特に不適格であると認めたとき。

付　　則

１（改廃）

本規程の改定・廃止は理事会が行うものとする。

２（登録料等）

第６条に基づくスノーボード指導員の年次登録料は１人２，０００円とする。

本会の、公認資格者は複数の資格を有していても年次登録料は１人２，０００円とする。

３．（登録料の還元）

年次登録料については、本会の公認資格者の地方スキー協への還元金は複数の資格を有していても１人５００円とする。

４．（実施日）

本規程は 2011 年 11 月 13 日より実施する。

・ 2007 年 12 月 1 日　　全国勤労者スキー協議会スノーボード指導員規程制定
・ 2011 年 11 月 13 日　　一部改定
・ 2013 年 4 月 21 日　　一部改定
・ 2024 年 6 月 9 日　　一部改定

［スノーボード指導員規程細則］

検定方法

1. 理論
   レポートおよびペーパーテストにより採点を行う。
   ただし、本会のスキー指導員は理論単位を免除される。
2. 指導法実技
   技術指導の範囲において、実技指導を行い採点する。
3. 技術検定

(1) 検定種目

	種目	設定斜面	要領	着眼点
指導種目	直滑降⇒停止の連続	緩斜面 10m×20m	直滑降⇒ＦサイドおよびＢサイドで停止を連続する 2 回 方向転換はジャンプで行う	・スピードに乗って直滑降を行う ・膝を曲げた停止 ・停止時に左右に移動しない安定した停止
	ドリフトターン	中斜面 10m×40m	ズレのある斜滑降でスタートし、ズレのあるターンを行う。 4 回転	・左右均等のズレ幅と低速でターンを仕上げる ・上下動を使った滑らかな谷落としで切替えを行う
技術種目	ロングターン （カービング）	中斜面 30m×100m	プレターンを含まずズレ幅の少ないターンを４回転行う。 4 回転	・上下動を使ったターン ・滑らかな切替えしによるターン ・左右均等のターン ・停止ゾーン内で停止
	ショートターン （カービング）	中斜面 10m×100m	脚部の上下動を使って行う 10 回転以上	・一定のリズムで行う ・左右均等のターン ・たえず谷を向いた操作 ・停止ゾーン内で停止
	総合滑走	総合斜面 30m×200m	ロング、ミドル、ショート、ジャンプターン、フェイキーなどを使ったコンビネーション。 2 回以上のターンの変化を行う。	・斜面状況に応じた種目構成と積極的な滑り ・種目の滑らかな切替えと全体の流れ ・スピードと安定した滑り ・停止ゾーン内で停止

(2) 採点基準

採点は、各種目１００点満点とし、理論、指導法実技、技術検定において、それぞれ７０点以上をもって合格とする。

［技能テスト規程］

第１条に基づき、スノーボードの普及を図る為に技能テストを実施し、技能テストに必要な事項を決める。

1. 開催
   技能テストは全国または都道府県のスノーボード部の承認を得て各クラブで開催ができる。
2. 種類
   1 級、2 級と分け実技検定とする。但し、1 級受験者は事前講習修了者とする。
3. 実施
   検定員 2 名以上で検定を行い、合格者に認定書の発行を行う。
   実技検定内容は別途定める細則による。
4. 検定料金
   各、￥２，０００円（事前講習料￥３，０００円）
5. 認定料金
   各、￥２，０００円
6. 義務
   開催団体は検定終了後 10 日以内に「技能テスト実施報告書」と合格者認定料を全国スノーボード部に提出する。
   ＊技能テスト料
   検定料、講習料は主催団体（都道府県、クラブ）
   認定料は主催団体（全国または都道府県）に半額、残りの半額は全国スノーボード部に納入する。

付　　則

１．（改廃）
本規程の改定・廃止は本会常任理事会が行うものとする。

２．（実施日）
本規程は２００７年　１２月　１日より実施する

・ 2013 年 4 月 21 日　　一部改定

［スノーボード技能テスト細則］

(1) 技能テスト種目

技能テスト種目	1・2級	ロングターン（カービング）	中斜面 30m×100m	プレターンを含まずズレ幅の少ないターンを４回転行う。 4 回転	・上下動を使ったターン ・滑らかな切替えしによるターン ・左右均等のターン ・停止ゾーン内で停止
	1・2級	ショートターン（カービング）	中斜面 10m×100m	脚部の上下動を使って行う 10 回転以上	・一定のリズムで行う ・左右均等のターン ・たえず谷を向いた操作 ・停止ゾーン内で停止
	1級	総合滑走	総合斜面 30m×200m	ロング、ミドル、ショート、ジャンプターン、フェイキーなどを使ったコンビネーション。 2 回以上のターンの変化を行う。	・斜面状況に応じた種目構成と積極的な滑り ・種目の滑らかな切替えと全体の流れ ・スピードと安定した滑り ・停止ゾーン内で停止

(2) 採点基準
採点は、各種目１００点満点とし、合計点の平均が１級７０点以上、２級６５点以上をもって合格とする。